

○議事日程（令和４年３月17日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	間 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善太郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

西 脇 直 樹

消 防 長

廣 澤 幸 雄

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

中 島 和 哉

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和4年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員、執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。後段のほうの御唱和をよろしく申し上げます。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和4年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、5番 岩永義仁君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、13番 水谷久美子君。

○13番(水谷久美子君) それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1点目は、子供の新型コロナワクチン接種副反応の対応について伺います。

その前に、養老町においては令和2年7月26日に20代の男性が感染し、本年3月15日までに、岐阜県の発表では729人の陽性患者数となりました。そのうちの1人が私です。議員としての自覚や感染経路をただす電話もいただきましたが、私たちを思いやっの気持ちの言葉は毎日の療養生活の励みになり、支えにもなりました。幸い私は無症状で療養期間を終えましたが、1歳の孫は40度の発熱が続き、体温が落ち着くまで5日間かかりました。保健所との連絡を密にしながら、大垣市民病院の駐車場に設置された仮設発熱外来診察室で診療を受けながら、家族は医師に脳炎や肺炎などの重症化を心配し、

入院を希望しましたができませんでした。ですから毎日公表される発症に10代未満とあると、本人はもちろん、御家族の昼夜を問わない看病にただただ無事を祈るばかりです。ここで改めて御迷惑と御心配をおかけしたことをおわびいたします。

さて、いよいよ5歳から11歳の子供ワクチン接種が養老町でも始まります。段階的な年齢区分を取り、平成22年3月16日から平成24年4月1日生まれの10歳、11歳からスタートさせると報告を受けています。国や町も、子供のワクチン接種についてはワクチンの効果と受けたときの副反応などの情報を正確に知った上でしっかりと考えて判断することが大切としていますが、予期せぬ副反応や後遺症やワクチンとの因果関係の実証もしっかりと対応されていないことも度々報道され、社会問題になっていることも事実です。

そこで、次の点で伺います。

1. 大人にも子供にもワクチン接種券とともにワクチン説明書が添付され、副反応について予防接種健康被害救済制度についての項目が設けられています。これまでの接種において、副反応に対し町が把握している事例はあるのでしょうか。また、予防接種健康被害救済制度については、申請に必要な手続は住民票がある市町村に相談するようにと記していますが、申請の交付の有無をお尋ねします。

2点目は、子供のワクチン接種については保護者から御意見や御要望をいただいています。事例としては、ワクチン接種液は大人の3分の1ですが、2回目接種への期間は大人と同じ3週間程度との期間に不安です。子供ワクチン接種に、打つ側の親として、副反応や後遺症に対し、医師とともに行政としてのフォローを考え医療提供をしていただきたい。親身に対応し、治療に当たってくれる場所を行政としても確立しているのでしょうか。厚労省の副反応データもそろってきていて、病院をたらい回しにされている方々に理解を示し、副反応の可能性もあると診察されている医師の方もおられるので、町医師会と町で協議していただくことはできないのでしょうか。私自身は、子供ワクチンについて反ワクチンというより疑ワクチンの立場で、必要な人、各自で打ったほうよいと判断された方を否定するつもりはありません。ただ、接種児も未接種児も、コロナ罹患児もみんなが無事で、副反応や後遺症により苦しむ児童や保護者がいないよう養老町にお願いしたいだけです。これらの保護者の声にお答えください。

3点目は、子供ワクチン接種については、接種の努力義務のルールに当てはめないとしています。また、ワクチン接種については国が特例認証し、メーカーの副反応の責任は問わないとしました。これはとても大切なことで、保護者の知る権利でもありますが、添付資料への明記はありますか。

○議長（北倉義博君） 大倉住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（大倉 修君） ただいまの御質問につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の接種の副反応に対する把握状況と救済制度における申請書の交付の関係についてでございますけれども、新型コロナワクチン接種後の副反応の御相談があった場合には、主に保健センターにて状況を確認し、心配な場合は医療機関への受診を勧めています。また、大小様々な症状について御相談をいただくことから、その全てについて把握はできておりません。

また、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われることになっておりますが、本町では現在まで、新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の申請書を交付した事例はございません。

次に、2点目の保護者の声につきましては、接種間隔につきましては新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引では、5歳から11歳への接種時も原則20日の間隔において2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施することとされております。本町もこの手引に従い、接種間隔は3週間としております。

また、副反応の御心配は保健センターでお話をお伺いしております。さらに専門的な御相談には、新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口（ワクチンコールセンター）を御案内し、接種券と同封するチラシにも掲載しております。

また、ワクチン通信においては、副反応について周知に努めているほか、医学的な質問は養老郡医師会に相談できるメールアドレスを記載、相談体制の確保を行っております。

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国の新型コロナウイルス感染症治療の手引の別冊に代表的な罹患後の症状が掲載され、医療機関にも周知されていると聞いております。

また、岐阜大学医学部附属病院で新型コロナウイルス感染症後遺症外来が令和3年11月に開設されました。同大学のホームページによりますと、かかりつけ医からの紹介状が必要であるため、まずはかかりつけ医に御相談していただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症は、私たちが経験したことの無い事例の連続であり、住民の皆様も御心配のことが多いと思います。できる限りの周知や住民の皆様に寄り添った丁寧な説明をしていきたいというふうに存じます。

最後、3点目の接種券とともにお送りする添付資料の関係でございます。

接種券と同封する厚生労働省発行のチラシには、5歳から11歳の方も新型コロナワクチンを受けられるようになりました。国内の新型コロナ感染症全体に占める子供の割合は増えています。この説明書を読んでワクチンを受けるかお子様と一緒に御検討くださいと記載されています。

新型コロナワクチン接種後の副反応についても研究が進められている状況でございます。新型コロナワクチン接種は、効果と副反応を正しく理解して家族でよく考えて決めていただきたいと思います。そのための情報が国からあった場合には、速やかに周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいまの答弁で、ワクチン接種における副反応や後遺症などへの対応について、議題の実例も含めて具体的な情報を知ることができました。これらの情報を保護者が知ることは、子供へのワクチン接種に対し安心の確保になると考えます。適切な情報を発信していただくことを切に望みます。

教育長に伺います。

学校現場では、子供同士でワクチン接種を受けるの、受けないのとの会話になることもあると考えます。こんな点について、教育委員会として各学校にどのような配慮を求めているのでしょうか。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の再質問にお答えします。

当町において、12歳から15歳までのワクチン接種を希望する子供に対し、既に接種を実施してきました。今後は5歳から11歳までの子供のワクチン接種が順次進められていくところであります。

学校現場のワクチン接種に関わる様子や、今後5歳から11歳の子供たちの接種が始まったときの学校の対応についてお答えします。

まず、ワクチン接種に関し、12歳から15歳までのワクチン接種における子供や保護者からの相談、あるいは心配事などの相談は、現時点においてはどの学校もございません。5歳から11歳までのワクチン接種も含め、今後相談があった場合は、学校での対応のほか、町保健センターでも受付を行ってまいります。また、医学的な問合せについては、養老郡医師会の御協力の下、医師会へのメールやファクスで問合せができるよう体制を整え、かかりつけ医や専門家にも相談できるように柔軟に対応してまいりたいと思います。

5歳から11歳までのワクチン接種については、一般的には12歳以上の健康な子供へのワクチン接種と同様に意義があると言われていますが、健康な子供へのワクチン接種には、発症予防等の効果と副反応等のリスクについて、本人と保護者が十分に理解し決定することが求められています。

学校では、きめ細やかに対応することが大切だと考えます。そのため、子供のワクチン接種における効果や副反応について教師が正しく理解し、正しく情報提供を行うことが大切です。この点に関し教師は専門家ではありませんので、厚生労働省の5歳から11

歳のお子様と保護者の方へ、新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせのパンフレットに基づき、教職員の研修を実施するように指示をいたしました。

また、教職員が子供の接種状況を確認しないことを徹底するとともに、子供たちの間でそのことが話題になったときは、子供と保護者との相談の上、各自で接種の判断をすることを伝えてまいります。身体的な理由や諸事情によりワクチンを接種することができない人がいること、接種を望まない人もいることを踏まえ、その判断は尊重されるべきであると子供たちに指導してまいりたいと思っております。

ワクチン接種は決して強制ではないことから、子供と保護者が自ら接種の判断をすることを尊重し、接種をしない子供に対する差別やいじめなどといったコロナハラスメントや同調圧力につながらないよう十分配慮をしてまいりたいと存じます。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回、自宅療養などを通し、行政機関の果たす役割の大きさを改めて実感することになりました。娘が県庁内の24時間コロナ電話相談窓口に深夜かけてもしっかりとつながり、適切なアドバイスの中で翌日のPCR検査につながり夫がホテル療養できたこと、孫の40度の発熱対応を保健所が大垣市民病院の発熱外来での受診につなぎ重篤化を防げたこと、自宅療養中、毎日の保健所からの健康観察と不安に対する聞き取り、県や町の生活支援物資の配給など、職員の方々の陽性者への命や暮らしを守るための不眠不休の努力に対し、本当に逼迫した状況も含めてつぶさに感じることができました。ワクチン副反応や後遺症についても、保護者や児童に寄り添った聞き取りをした上で町から上級機関や病院につなげていただくことを切にお願いをし、次の質問に入ります。

次いで、2件目として、補聴器の購入助成制度の見解を求めます。

この質問は、令和元年の9月議会で取り上げましたが、助成制度として全国の自治体で広がりつつあります。日本老年医学会によりますと、加齢性難聴は一般的に65歳を超えると急増し、75歳以上では約7割が発症するため、誰もがその可能性を有している課題と言えます。

また、平成27年に厚生労働省が策定した認知症対策、新オレンジプランでは、難聴が認知症の危険因子の一つとして上げられ、さらに平成29年のアルツハイマー病協会国際会議では、認知症の約35%が予防可能な9つの要因により起こると解明され、その中では難聴の最大のリスクであると発表されています。難聴の医学的解明は、難聴により脳に入る情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱病や認知症につながると指摘しました。

しかし、補聴器の価格は片耳で3から20万円で、両耳では倍になり、年金生活者にとり、安易な金額ではありません。

そうした中、この助成制度は全国の自治体に広がりつつあります。近隣町では、昨年度から輪之内町が65歳以上の両耳聴力レベルが40デシベル以上の方を対象に、購入日の2分の1、上限4万円の助成を高齢難聴者補聴器購入費として創設しています。

3点での見解を求めます。

2019年9月議会の質問を、どのようにこのことが検討されてきているのでしょうか。

2点目は、住民健診に聴力検査の項目を設け、聴力健診を受ける体制を構築できないのでしょうか。

3点目、令和3年5月、県高齢福祉課調べによると、県内における高齢者向け補聴器購入費助成制度の検討状況について検討していますと答えたのは、岐阜市、高山市、各務原市、笠松町、養老町、垂井町、池田町、坂祝町、御嵩町、白川村の10市町村としています。制度の創設についての見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 個別な政策であるため、私のほうから御回答を申し上げます。

まず、1点目の答弁に基づきどのように検討されたかということでございますが、町として難聴に着目した具体的な施策としては、障害者支援法に基づき、聴覚障害者に対しての補装具支給制度のほかに、障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入等に要する費用を岐阜県と町とで3分の1ずつ助成しております。

難聴と認知症との関係につきましては、厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略において、認知症の危険因子として加齢や高血圧のほか、難聴も一因として上げられております。

前回の答弁後、難聴の補正が認知症予防につながるかどうかの研究を注視してまいりましたが、検証は十分にされていない現状であり、今後の研究結果に期待したいと存じます。

認知症の発症予防につきましては、住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催、またサロンのリーダー研修や介護予防講座等で、耳の聞こえが悪い方は御自身では気づきにくいこともあり、周囲の人が早期に気づき専門医への受診を勧めることや、ゆっくり話を聞く姿勢を持つことなどの対応法を周知していきたいと存じます。

次に、聴覚健診の体制を構築することができないかということでございますが、現在各医療機関で行っている健診は聴力検査を実施していません。聴力検査を行うためには専用の機械が必要となるため、実施するには課題が多いと考えます。御自身や周りの方が早期に気づき、専門的な機関に相談できるように介護予防講座等で周知に努めます。

3番目の質問で、補助制度の創設についてでございます。

聴覚障害の手帳が交付されていない中・軽度難聴者への本町での施策については、現

時点においては、先ほど申し上げました中・軽度難聴者、難聴児の県の助成を除いてはなく、県内においては飛騨市が令和２年度、輪之内町が令和３年度より独自の助成を実施しています。補助事業の内容については、飛騨市、輪之内町とも購入金額の２分の１、上限４万円とのことです。

既に補助を実施している市町の先進事例の研究を行うとともに、補聴器の装着が認知症予防につながるのであれば、本町だけの課題ではなく、国・県が取り組むべき課題であると考えます。補助制度の創設を要望するとともに、国・県の動向を見ながら、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○１３番（水谷久美子君） 補聴器助成に対しては、認知症との医学的な関係性や、その効果などについて養老町としての見解が分かりました。

東京都の港区では、この４月から画期的な助成制度が始まり、港区モデルとして注目されています。認知症予防目的以前に難聴の早期発見のため、聞こえのチェックリストの活用を盛り込み、難聴になっても仕事が続けられるように助成対象を60歳以上としたこと、使い続けるための支援制度を創設し、１．購入前に補聴器相談医を受診できるようにする、２．認定補聴器技能者による購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられるようにすることです。制度創設に当たっては、厚生労働省の2020年度研究補助事業の研究報告に依拠しています。研究報告では、早期発見の仕組みの構築、補聴器装用を継続するために難聴高齢者をフォローすることなどを提言しています。県内２例の実施自治体のみの情報にとらわれることなく、先進地の取組も調査・研究をしていただきたいことを望みます。

国や県の補助メニューの新設も予算的に理解はできますが、養老町の町民憲章のお年寄りが豊かに暮らせる環境づくりをさらに進め、検討していただくことを申し上げたいと思い、担当部課長の答弁を求めます。

また、税務課長には次の３点でお尋ねします。

１．令和３年度の確定申告書の手引に、医療費控除の中で補聴器が控除されないと明記しているか。

２．平成30年４月16日、国税庁個人課税課の補聴器の購入費用に係る医療費控除の取扱いについて、税務課職員の共通認識になっているか。

３．令和３年度の申告において、補聴器購入に対し、窓口でトラブルなどの件数はどうだったのか。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） まず、第１点目のお年寄りが豊かに暮らせる環境づくりについて御回答を申し上げます。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で豊かに自分らしく暮らしていくためには、高齢者自らが介護予防に積極的に取り組んでいくことが重要です。しかし、高齢者が自分一人で介護予防に取り組んでいくことは難しいことです。そのために認知症予防と介護予防事業として、認知機能低下の早期発見のためのタッチパネル体験やレッツ脳健クラブ、足・脳いきいき教室等を実施しています。また、地域予防リーダー研修では、住民主体で介護・認知症予防に取り組むため、町内のサロンで主体的に活動できる人を介護予防リーダーとして養成し、日常生活機能の維持向上を目指しています。

このような介護予防事業の中で、加齢による聴力の低下を放置することなく、適切に補聴器を使用し、認知機能の低下を予防することも周知するとともに、先進事例の調査・研究もしてまいりたいと存じます。私からは以上でございます。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の1点目の質問についてお答えいたします。

まず、補聴器が控除されているかどうかという明記でございますが、補聴器の購入費用について、税務署から発行されております「医療費控除を受ける方へ」には、医師等による診療等を受けるために直接必要なものである場合は、医療費控除の対象になると明記がされております。

2点の御質問です。取扱いについて、税務課職員の共通認識となっているかという御質問でございますが、毎年1月に税務署主催の所得税等確定申告事務研修会を受講するとともに、税務課内において事前打合せを行い、共通理解を図った上で事務従事に努めております。

3点目の御質問でございます。補聴器購入に対し、窓口でトラブルはあったかということでございますが、町の確定申告受付事務におきまして御相談を受けた場合には、適切に対応しております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 平成30年度から、補聴器相談医の資格を持つ医師が発行した認定補聴器専門店の認定補聴器技能者宛ての補聴器適合に関する診断情報提供書の写しと補聴器の領収書があれば、確定申告で医療費控除の対象になります。つまり、補聴器購入後にこのことを知り診断書を書いてもらっても、購入後では、今のところ控除対象にならないのではないのかという声も寄せられています。

実際には、耳が聞こえにくくなった、そして量販店の駐車場になびいている「補聴器購入できます」というその旗につられて、一日も早く補聴器をつけたいと飛び込んで、そこでいろいろと相談を受けて結構高価なものを購入したと。でも、そこには専門医も技能者もいないということになると対象にはならないということで、補聴器を購入した方々から医療費控除とか、そういうふうなことがあまり周知されていないということも

この間分かってきました。広報「ようろう」などで広く周知を図るべきと考えます。

また、補聴器購入後に領収書が税務署から求めがあった場合は、提出が必要であるというようなことも丁寧に周知していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 水谷議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、治療を受けるために直接必要としない場合の補聴器等の購入費用は医療費控除の対象外となります。

ただし、医師の診断を受けて直接必要と認められた場合、補聴器購入後でも医師の診断書と補聴器購入に伴う領収書があれば、税務署において当該年度の更正申告により医療費控除の対象となると聞いております。また、確定申告期限等から5年であれば、遡って過年度分の更正申告も可能であるとしております。

今後、町といたしましても、町広報紙の確定申告の案内ページで医療費控除における項目を新たに設けて周知啓発を図っていきたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、3件目の質問として、インボイス制度の導入について伺います。

2022年1月の広報「ようろう」は、個人事業者、フリーランスの人へとして、令和3年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録申請の受付が開始されたことを報じています。

インボイスとは、適格請求書などのことで、消費税の課税業者になり、税務署が発行する登録番号を請求書や領収書に記載しなくてはならないことと承知しています。日本の消費税法では、年間総売上げ1,000万円以下だと消費税免税業者になります。中小零細業者は事務負担などが大変で、控除という形で免税店が設けられています。

令和5年10月1日からインボイス制が始まると、中小零細業者は登録して課税業者になれば8%、10%を区分するなどの複雑な帳簿をつけ、7年間も保存しなければなりません。登録しなければ、登録番号のない請求書や領収書では、発注業者や元請が経費処理ができなく、中小零細業者の死活問題になるのがこのインボイス制度です。

次の点で伺います。

町や町に準ずる団体が発注する事業請負業者の中で、年商1,000万円以下の業種や業者数を知らせください。

2点目は、全ての業者にインボイス制度の加入を町は求めるのでしょうか。

3点目は、シルバー人材センターもこの制度の対象になります。全国シルバー人材センター事業協会によると、昨年度は全国でおよそ1,335団体、70万人の会員がいるということです。契約金は3,036億円で、一人当たり年間43万4,700円の収入と公表していま

す。養老町の令和3年3月に策定された第8期シニアプランでは、シルバー人材の登録数は234人と平成24年度からは最高の会員数となっています。元年度実績では会員1人年間62.6万円とのことですので、全県的な1人平均よりも20万くらい高い収入というふうになっていると思います。

町はシルバー人材センター全員の会員にインボイス制度の加入を勧めるお考えでしょうか。複雑な帳簿をつけて7年間の保存、毎年の消費税申告などの大変さを考え、会員を辞める方が多くなるのではないのでしょうか。

少し分かりやすく説明したく、作図を用意しましたので……。少し活字が小さくて分かりにくいかもしれませんが、左、ここが住民です。住民の方が草取りを3万3,000円でセンターに委託をする、これは例です。作業が済んで3万3,000円をセンターに支払います。これが現在の状況です。シルバー人材センターは、会員を選定して発注をします。そして3万3,000円の請求書を発行し、会員に2万2,000円支払います。3万3,000円から2万2,000円、1万1,000円がセンターの粗利です。この粗利に対し消費税が発生します。1万1,000円掛ける0.0909、10%ではなく、この0.0909が正確な数字です。そうしますと1,000円が国税に納付されます。これが仕入れ税額控除です。収入の3万3,000円の11分の1を納めるわけではありません。

では、シルバー人材センターの会員の方です。草刈り作業を実施します。作業が済んで2万2,000円の請求書——この請求書が問題です——をセンターへ、センターから2万2,000円が支払われて終了します。免税業者につき、納付すべき消費税は発生しないのが現在です。それがインボイス制度が導入されると、この制度は適格請求書以外の伝票では仕入税の控除ができなくなります。この適格請求書の発行業者は、年収にかかわらず課税業者となることが義務づけられます。センターは、1つ、会員の待遇はそのまま、センターは仕入税額控除を諦め、消費税負担を丸かぶりする。2つ目は、全ての会員の方々に適格請求書発行事業者になってもらい、会員が消費税を納付するというのが来年10月から行われようとしているインボイス制度でございます。

ただいまの質問での答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 3点御質問がございましたが、1点目の業者数についての御質問につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

現場におきまして、町が発注する業務において、年商1,000万円以下の業種や事業者数の把握は現在行っておりません。

令和5年10月からの制度導入を踏まえ、契約時にインボイス登録事業者であるかどうかの確認を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 2点目の質問につきましては、私のほうから御説明をさせていただきます。

現在、税務署としてインボイス制度について幅広く周知を行っていると考えております。また、事業の内容によっては御登録を必要としない事業者もあろうかと思っております。まずはインボイス制度の仕組みを深く知っていただくため、税務署において説明会も実施しております。

町といたしまして、税務署とも連携し、町広報紙などへの掲載、窓口や確定申告会場においても周知啓発に取り組んでいるところでございます。

税務署として、今後も説明会や相談会を実施して周知を図っていくと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 近藤健康福祉課長、自席にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） 3点目につきましては、シルバー人材センターに関することでございますので、私から回答を申し上げます。

養老町シルバー人材センター会員数は、令和4年2月末で男性128名、女性88名、合計216名です。

シルバー人材センターでは、会員に消費税を含めた役務の提供配分金を支払っていますが、会員は配分金に消費税が含まれている認識は薄いと考えられます。

現状考えられる対応策としては、先ほど議員がおっしゃった、会員の待遇はそのままセンターは仕入税控除を諦めて消費税負担分を丸かぶりするというセンターの負担金として事務費で賄う案。また、2番目におっしゃった全ての会員に適格請求書発行事業者になってもらい、会員が消費税を納付する案。そのほかに、免税業者である会員に払う分担金、配分金を減額する、発注者に請求する配分金に上乗せする、税制の優遇措置の創設の要望などが考えられていますが、会員・発注者双方の負担の少ないよりよい方法を現在模索中であると聞いております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 法律上の逃げ道はありませんが、弾力的な運用を国に求めるため、町としてはいろいろお考えがあると思います。議会もそうです。

例えば、町村会などで商工業者の方や中小零細業者の方の声を国へ意見書などを提出していくということもあります。シルバー人材センター会員だけでなく、JAや道の駅に農産物を出している方々もインボイス制度を申請しなければ販売ができなくなります。この制度により、養老町の活性化や高齢者の生きがいや楽しみもなくなります。高齢者が就業を通し、自己労働力を生かし、生きがいを持って社会参加できることを保障するのが社団法人、町のシルバー人材センターの役割です。

また、その役割の上に町がいろいろ委託をしながらその推進に努めているわけです。

町長はインボイス制度についてどのようにお考えなのか、見解を求め質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） インボイス制度についての見解ということでございますけれども、先ほど担当の課長のほうの答弁にもございましたけれども、国が定めた政策ということで、この導入につきましては、法律の趣旨を踏まえて制度に即した対応をしていかなければならないと、私どもの立場としてはそういうことでございます。県の町村会やら6団体等の働きかけという方法もあろうかと思っておりますけれども、一度私のほうからも県の町村会のほうでの話し合いをしてみたいというふうに思います。

零細業者に対する締めつけのような形になってしまうというようなことでございますけれども、消費税は等しくかかるということで、ある一種の利点もあるわけでございますけれども、その消費税の逃げ道にもなっているというところもございますので、零細企業の方々の活性化については、このインボイス制度とはまた違った形の貢献ができるような政策を打ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○13番（水谷久美子君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（北倉義博君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、全部で3つの項目について質問を行います。

一般質問に入る前に、この度のロシアによるウクライナへの武力侵攻により犠牲になったウクライナ国民、さらに無念の戦死をされたウクライナ、ロシア双方の兵士に対し御冥福をお祈りし、ささやかながら黙祷をささげたいと思います。どうぞ議場におられる皆様も、そのままで結構ですので御協力いただけましたら幸いです。それでは黙祷。

御協力ありがとうございます。

それでは、まず1つ目の質問に入ります。

改良住宅の売却状況について、昨年度から始まった改良住宅の払下げの状況についてお聞きします。

先日開催された改良住宅特別委員会での報告によりますと、これまでに売却が決まったのは、対象戸数160戸に対して4件、申請中が3件の合計7件となっています。実に全体に対して4%の成約率です。幾ら何でも少な過ぎると思いますが、現状を打開する方策は考えていますか、お答えください。

次に、このまま売れない状況が続いた場合、改良住宅の管理がどのようになっていくのでしょうか。これまでどおりやっていくしかないのだと思いますが、住宅も老朽化が進んでいるので、町財政への負担は大きくなるばかりと考えます。答弁を求めます。

3つ目、最も古いタイプ1と言われる改良住宅は、昭和47年頃に建設され、既に50年

近くが経過しています。準耐火基準で建設されていると思われる改良住宅の耐用年数は45年のはずで、既に過ぎています。また、後に建設されたタイプ2以降の住宅も順次耐用年数が切れているはずで、耐用年数が切れた公共住宅を提供している状態は、何ぼ養老町でもさすがにまずいです。よって、このままですと更新、建て替えが必要になりますが、それらの計画はどうなっていますか、3点についてお答えください。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） ただいまの質問につきましては、事務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の質問につきましては、令和元年11月に策定しました養老町改良住宅譲渡基本方針に基づき、建築年次の古いところから、令和元年度から令和8年度にかけて契約者を対象に順次譲渡を進めており、現在滝見町住宅で4件譲渡が完了し、3件が申請中でございます。

譲渡を推進させるべく、事前調査での30件ほどの譲渡時期未到来の購入希望者に対し、応えるべく、測量計画等を前倒しして、令和6年度中には全ての契約する改良住宅の譲渡が可能となるように進めているところでございます。

次に、2点目でございますが、契約のある改良住宅の中で未譲渡となった住宅につきましては、基本方針にもありますように、改良住宅のまま、今後も町の賃貸住宅として管理を行っていく予定でございます。

返却された住宅につきましては、全ての契約する改良住宅への譲渡年次を迎えた次年度の令和7年度より一般の方への譲渡を開始する予定でございます。

その後に残る返却された住宅等への管理方針につきましては、特別委員会にて御意見を賜りながら考えてまいりたいと存じます。

3つ目の質問につきましては、改良住宅につきましては全てコンクリートプレハブ造りで、一般的には住宅建築に向いている工法だと言われております。

改良住宅で一番古いものは、タイプ1、滝見町住宅で昭和46年建築で、一番新しいものはタイプ4、豆川原、大柳住宅などが昭和62年建築でございます。

耐用年数を45年と定めておりますが、実際には優れた耐久性があるとされております。

現在のところ大規模改修等は考えておりませんが、2番目の質問でお答えいたしましたように、今後も町の賃貸住宅としていくものにつきましては、これまでどおりの適正管理を努めてまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問を行います。

今おっしゃったように、住宅の外壁の構造は確かに頑丈です。耐用年数が過ぎても十分利用可能でしょう。しかし、内装は45年以上の月日でぼろぼろです。床はぐずぐずで、

歩くと沈み込む箇所もあります。やはり耐用年数は耐用年数です。今後も町が管理する以上は適切な対応を求めたいと思います。

次に、売却に関してですが、総戸数425戸、幾つか用途廃止したので420戸ほどになるかと思いますが、これから順次新しい住宅の売却になっていきます。

先ほど答弁があったように、新しい住宅ですので、仮にこれまでの2倍のペースで売却ができたと仮定して、さらに多く見積もって10%ほど売却ができたとしても、それでも全体で売却できるのは40戸前後ということになります。残りの380戸ほどは空き家も含めて現状のままということになります。この数字を見る限り、現在進めている改良住宅の譲渡は政策として完全に失敗です。困りました。

ということで代案を提示します。代案と言っても至ってシンプルです。幸いといえますか、これまでに売れたのが4戸だけですので、この4件に関しては売却代金をお返しして、現在の賃貸契約者で希望者には全戸無償譲渡するということを提案いたします。それ以外の空き家については計画どおり順次売却という流れでよいでしょう。今後も町が管理していくコストを考えると、このほうが圧倒的にコスト的に有利です。コストパフォーマンスですね。むしろ固定資産税が見込めるようにさえなります。いかがでしょうか、これは町長に見解を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 譲渡価額についての御提案をいただきました。全戸無料でというようなお話でございますけれども、大変、政策を進めるにはいい意見なのかもしれませんけれども、そういった価格の設定を、幾らこの町の長であろうといえども、一存で決めることには多くの問題があるというふうに思っております。譲渡価額については、議員も御存じだと思いますけれども、やはりこの不動産鑑定士が鑑定した、いわゆる今まで使用されてきたことも踏まえて価格設定がされているということでございますので、その価格を基に売却していくというのが本来の私ども行政としてやるべき問題ではないかというようなことを考えております。

改良住宅の譲渡について、建築順に行っておりますけれども、譲渡の意向調査から一番古い滝見町住宅では、譲渡希望者が少ないことを把握した上で進めております。価格の見直しということではなくて、譲渡期間を見直したことによって譲渡戸数が伸びればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） そうですね、譲渡が伸びればいいですね。

今回は、もう一つ提案があります。

先般のロシアによるウクライナへの武力侵攻に関して、人道的観点から、一時的に改良住宅の空き家にウクライナからの避難者を受け入れてはいかがでしょうか。1軒でも

2軒でも、養老町ができる分だけでいいんです。既に、東京都や鹿児島、群馬等では受入れの準備をしている自治体があるとの報道もあります。総務省も短期滞在資格を持って避難してきたウクライナ人に対して特例対応をすることを決めたそうです。昨日の首相会見でも同様の話がありました。改良住宅の有効活用です。いかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） おっしゃるとおり、県営住宅等に受入れを表明した自治体もあることも承知はいたしております。

当町においては、県の動向を注視して、人道的見地から最優先に考えて、希望があれば受入れを検討してまいりたいと思います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

休眠廃止施設の今後についてです。

今年度は、町民プールの閉鎖、国際学習会館やこども園の閉園等がありました。また、今定例会の議題にも出ていますが、次年度には3つの教育集会所の廃止も予定されています。例外的に地域福祉センターは国のコロナ予算によりテレワーク施設として再利用されることとなりましたが、今後はさらに人口減少による学校の統廃合も見込まれるため、これらの、いわゆる休眠施設の増加が予想されます。

こういった施設は、利活用がされなければどんどん廃墟となっていきます。御存じのように、教員住宅跡や養老女子商業高等学校跡などは、一部の施設を除いて廃墟化しつつあります。幸い懸念であった池辺町民体育館は今年度によりやく解体されましたが、今後このような休眠施設をどうしていくつもりなのかお答えください。養老町公共施設等総合管理計画も含めお答えください。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） 実務的な内容ですので、私のほうから御回答をさせていただきます。

本町の公共施設は、全体的に老朽化が進んでおり、全ての施設を維持するには多大な管理費が必要であり、町の人口減少等の現状を踏まえ、適正な施設配置について公共施設等総合管理計画を策定し、中間の改定による見直しにより方向づけを行っているところでございます。

方針といたしましては、大規模改修が必要な施設で、行政需要が低下傾向にある施設や設置目的での利用のない施設については廃止を行うこととしています。

その際の施設機能については移転または集約化をし、継続して建物や設備が使用可能な場合についてはほかの施設への転用を行うこととしています。

また、民間施設としての利用が可能であり、公共施設を自ら整備するよりもより効果

的なサービスの提供が見込まれる場合については、民間施設としての活用をすることとしています。

他の施設としての利用が見込めない施設においては、機能移転などのタイミングに合わせて解体等の削減を図るとともに、譲渡についても検討することとしています。

施設ごとに基本方針に照らして解体や譲渡の対象となる施設につきましては、総合管理計画に基づき検討し、実行してまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 再質問を行います。

状況と方針は理解できました。今お話しいただいたことで、施設の個別での計画があればお知らせください。

時代の過渡期でしょうか。公共施設の統廃合は、今後しばらくは加速されていくと予想します。閉鎖された町民プールを改装し、保健センターや老人福祉センターを移設するといったような計画も検討されているようです。

この高田で見ると、そこ東町の交差点から順に国際交流会館、老人福祉センターといった大通りに面した大型公共施設が休眠施設となります。さらに通りをずっと西へ進むと、先ほど話した養老女子商業の跡地です。これじゃあ公共施設の廃墟通りじゃないですか。常駐スタッフをなくしたことでほとんど利用されなくなった山口会館もすぐそこにあります。施設の廃止を決める際には、その後の利活用のめどを立てるか、それがかなわないのなら取壊しの計画までを立ててから実施していただきたい。

有名な割れ窓理論じゃないですが、地域の中に廃墟があるというのは、それだけで地域の雰囲気や、地域の価値を大きく下げます。まちづくりという観点から、これは町長に見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） すみません、ただいまの質問は２点あったと思いますが、１点目の各施設の今後の対応についてという御質問がありましたので、私のほうから御回答をさせていただきます。

今後の各施設の具体的な方針につきまして、私のほうから回答をさせていただきます。

現段階において、主な廃止または廃止予定の施設の今後の考え方としては、旧多芸小学校につきましては解体を予定しております。

石畑教職員住宅につきましては用途廃止をし、解体及び譲渡を進めてまいります。

老人福祉センターにつきましては、廃止予定の町民プール施設に移転する具体案について検討しているところであり、廃止の場合には民間団体や地域団体と協議し、利活用について協議した上で、不要な場合は解体を検討してまいります。

国際学習会館につきましては、民間団体や地域団体等の利活用についての協議をして

まいります。

各教育集会所につきましては、地元区との協議をし、利活用について協議した上で、不要な場合は解体を検討してまいります。

旧こども園及び旧幼稚園につきましても、原則は解体とし、利用が可能な施設については転用も検討してまいります。

旧上多度自治会館につきましては、解体する方向でＪＡ西美濃と協議を行ってまいります。

主立った施設についての説明は以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほど担当課長が休眠廃止施設の今後の方針ということでございますけれども、先ほど担当課長が申したとおり、現在用途廃止はしているものの、建物が残っている施設につきましては、できる限り早期に有効活用を図るため、次年度において対象施設の優先基準を定め、全庁横断的、長期的かつ戦略的な視点で利活用の方法を検討するよう指示をいたしました。

また、未利用財産につきましては、町民や企業等へ情報を積極的に公表することによりまして、公平、公正な財産を活用と処分を含めて民間への売却、貸付等利活用の拡大を図ってまいりたいと思います。以上です。

〔５番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 施設廃止後、利活用を探ってから取壊しとなるまでの具体的な年限の定めがないんですね。今後増えるであろう廃止施設の廃墟化を防ぐ意味でも、何らかの基準をつくる必要があると考えます。これについては次年度でしっかりと協議検討していただくよう指摘しておきたいと思います。メインストリートの一つが廃墟通りではなく、公共施設利活用成功通りとして、焼き肉街道と並ぶ見どころとなるよう今後の各課の対応に期待します。

それでは、このまま最後の質問に移ります。

新食肉施設の用地についてですね。

前回、前々回と新食肉施設の建設候補地について質問をしてきました。調査結果として述べてきた４つの候補地については当初言及されませんでした。その後町によって事実であることが認められました。

候補地選定に関する質問をしても、当事者としての答弁がちっとも出てこないの、今回は町が行う用地の取得に絞って質問を行いたいと思います。

まず１つ目は、建設用地選定について、12月一般質問時点からの進捗について御説明ください。

まん延等防止措置の延長によって建設整備協議会が思うように開催できていないと承

知しておりますが、課としては動いているはずですので、その内容についてお答えください。

次に２つ目、かねてから新施設建設のための用地は養老町が用意するという説明がされてきました。ここに至るまで、この内容についてよくよく聞いたことがなかったので質問します。

ちなみに12月定例会の一般質問でも少し触れましたが、このときは県の促進協議会で決まっていないから等々云々でまともな答弁がありませんでした。しかし、養老町が用意するとされる土地に関することです。今回はちゃんとお答えください。

養老町が用意する土地は、養老町が購入して新施設へ提供するのだと想像しますが、これは無償で譲渡するのでしょうか、それとも一旦養老町が土地を買収、購入して、それを新施設が買い上げる、もしくは借地料を払って借用するという形になるのでしょうか。大きな違いで話が全く違ってくるので、明確にお答えください。答えられない場合は、県の促進協議会でのこの点の議論の内容について、協議会への出席者として御説明ください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま岩永議員の御質問でございますが、建設協議会といった個別の案件でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

２点ございましたが、まず１点目でございますが、昨年12月一般質問時点からの進捗状況ということでございます。

こちらにつきましては、議員がおっしゃられたとおり、まん延防止等重点措置の適用を受けたということで、こちらの感染拡大の対策に努めることとして会議の延期をさせていただいているところでございまして、協議会としての進捗については現時点でお答えすることはございません。

当課の業務としてということでございますが、こちらにつきましては４候補地ということでお知らせさせていただいたところでございますが、そちらについて方法などを十分に検討している段階でございます。

２点目につきましては、養老町が提供するという意味の有償なのか無償なのかという御質問でございますが、こちらにつきましては、現在も県促進協で事業主体の決定に向け、鋭意協議を重ねているところでございます。また、その段階において今後十分な協議検討、また町としての方針を決定してまいりたいと存じておりますので、現時点での決定事項はございません。以上でございます。

○５番（岩永義仁君） 県の議論の内容はできないの。県促進協の内容はできないですか。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 今のとおり、県促進協とも同じ歩調でございますので、同意見でございます。以上でございます。

○５番（岩永義仁君） 違う違う、議論の内容を、現時点の議論の内容を聞いているんで

す。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 今検討中ということです。

〔５番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） 全く説明する気がないですね、驚きます、本当に。先ほど私は県の促進協議会で、これも何年も前からずっとやってきているものです。ここ最近つくった町のものとは違います。こちらの議論の内容をお尋ねしたんですけど、そちらについても今コメントがあったのは検討中って、そんなわけないですよ、ちゃんとあるはずですよ。

土地の取得と造成だけで20億、30億かかるなんて話も聞こえてきます。さらに、この間の継続調査で分かってきたことですが、4つの候補地のうちの1つである沢田地内の企業の土地を購入した、買収した場合などは、企業への補償も含めると50億円ほどの出費が見込まれるようです。こんな話皆さん御存じでしたか。これだけの金額を、万が一にも町が単独で負担するというようなことになると、町の未来への大きなおもし、足かせとなることは明白です。

例えば、南濃衛生事務組合は、養老、海津、関ヶ原の3市町で構成され、最終処分場等に利用する土地は3市町が順番に用意、提供することとなっています。そして用意された土地は事業主体である南濃衛生事務組合が購入して利用するという仕組みです。広域の公共事業は大体こういう手続となります。

提供する土地の最終的な負担は、新施設の事業主体なのか、それとも町になるのか、この最も重要な部分について曖昧なまま建設地を決められたのでは、町民の皆様に対して合理的な説明をすることができません。いま一度問います。ここのところはどうなっているのですか。

次に、候補地についてです。

4つの候補地のうち、先ほど例に挙げた沢田の企業のある養老地区や多芸東部、高田、烏江等の候補となった地区から、建設に反対であるという意見が行政に届けられているという話を耳にしました。これが事実であるのなら、そうまで反対を押し切ってやる意味はどこにあるのでしょうか。町がそのまま利用可能な現施設の用地、これが今もそこにあるんです。平家建てでの建設構想のようですが、現施設地で用地等のスペースが足りないということならば、全国の他の施設同様に2階建て、3階建てで建設すれば事足りるはずです。

ちなみに、担当課から議会へ提示された参考資料があるのですが、こちら京都の新施設は2階建てです。名古屋市や福岡市にある同じような施設も2階建てです。財政逼迫の我がまちでは、町の負担が最小限になるようにすることが何より第一と考えます。見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） この新食肉基幹市場の建設に関しては、御存じのように岐阜、それから関と養老町と3つをまず統合しようということから始まっております。どの市町においても、申し上げにくいんですけども、やはり一種の迷惑施設というふうに捉えられているということでございます。

しかし、我が町においては、この食肉という産業は本当に我が町を代表し、我が町を支えてくれている産業でございます。そういったところで、他の市町に建設をされるということは、やはり養老町の業者にとって大きな損失になるというようなことでございます。

そういった意味において、そういった迷惑施設であっても、私どもの町の大事な施設なら我が町で引き受けましょう、そういうところから始まった問題でございます。

そして、おっしゃるように、現施設の有効活用をするという方法もございます。ただ、まだ事業主体が決まってはおりませんが、やはり使いやすい平家の土地を確保しようではないかというようなところからも始まっておりますし、建設費も変わってくるということで、それだけに見合う土地を取得しようということでございます。

ただ、今は事業主体が決まっておきませんので、こういった考えの議論になってくるかということは分からない状況ではございますけれども、せっかく我がまちに造っていただくのなら、やはり世界に向けて食肉が発信できるような、そういった施設に見合う土地をとということで、現在もその用地の中には現有施設も入っているということでございます。

ただ、なかなか県のほうの会議ができませんので話が進まない、進められないというのが現実でございますので、もう少しコロナが落ち着いたりすれば加速していくんではないかなというようなふうに思います。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 最後になります。

全てが曖昧なままで話だけが進んでいます。先般の予算特別委員会でも、次年度この新食肉施設建設について進めていくための予算は計上されております。しかし、このまま曖昧なだけで話が進んでいくという、とても危険な兆候です。町が単独で負担するという可能性がある以上、現施設地以外で別に新たに土地を購入するなどということには反対です。まして、万が一にも上物への補償が発生するような土地はなおさらです。養老の未来のために新食肉施設は絶対に必要です。これは先ほど町長が述べられたのと全く同じ意見です。

現時点において、新施設の建設地は町の追加費用が最小で済むと想定され、地域住民から反対のない現施設地しかないと結論づけます。これに対して明確な根拠を持つての

反論があれば御答弁いただきたいのですが、ないようでしたら、これで今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。今回の新食肉施設の用地に関する一般質問をするに当たり、担当課より事前打合せの依頼がありました。ここ数回の答弁状況から打合せの必要なしと判断し、お断りしたところ、議会に対し申入れをする旨の抗議を受けました。

本来、一般質問は通告制を取っており、事前の打合せは想定されていません。昨年6月議会では、新食肉施設の候補地に関する一般質問について、打合せの中で取り下げる旨の要求がありました。もちろんお断りしたところ、今どき信じられないような強い口調で叱責を受けました。4階、北委員会室での出来事で、部課長以下、複数名の職員が同席している中での出来事です。近年では議員に対する各種のハラスメント事例が報告され、全国的に問題視されつつあります。いま一度地方自治法を確認し、その趣旨を理解していただきたいです。どうせ言った言わなかったの平行線になるのでこの辺りにとどめますが、これらの異常な状況を鑑みて、再発防止の措置が確認されるまで、当面の間、質問がかみ合うようにするため便宜上行ってきた一般質問の事前打合せは、全課において凍結させていただきます。

それでは、先ほどの再々質問に対して答弁がなければ終わらせますが、いかがですか。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 現有施設で一番安く済むというようなお考えのようでございますけれども、現有施設だけでは、まず難しいというのが専門の方の意見でございまして、というのは、今のはと畜場のみということでございますし、頭数も限られた施設でございまして。それを3階、4階にするということは、1階上がるごとにかなりの建設的なものができる、金額が上がるといって、それから市場部分を造らなければならないというようなことで、いずれにしても、今のところで建築するということになれば、周りの土地を買収していかなきゃならないということで、御存じのように宅地でございまして、一番安く済むといっても、やはり相応な金額がかかってくるということです。

何度も申しますが、今の予定地においては、現有の施設の場所も含まれておりますので、もちろん私も責任を持った立場として、後に養老町に大きな負担になるような形での取得はしていきたくない、そういうふうには考えておりますけれども、けれども、その食肉基幹市場があるのとなないのと、我が町の将来にどれだけの損得があるのか、その点もししっかりと考えて決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

すみません、もう一つですね……。

○5番（岩永義仁君） それは質問じゃないので、答弁しなくていいですよ。また後ほど議会のほうで話をさせていただきます。

以上です。

○議長（北倉義博君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に許可をいただきましたので、今後の町政の自主財源の見通しについて質問をさせていただきます。

現在、政府の国債発行額が膨らみ続けております。コロナ禍で財政赤字は膨らみ、今後の財政運営についての方向性には懸念を持って見ております。町政としては、地方自治体として自主的な運営ができるよう自主財源をしっかりと確保していくことが極めて重要であると考えます。

昨年12月定例会において、小寺議員が町税全般の収納状況を質問され、答弁をいただいておりますが、今回、私からは、特に固定資産税の税収についてお伺いいたします。

令和1年度においては、昨年12月での答弁にありましたよう、行政の取組により徴収率が増えています。固定資産税の滞納の中には、相続未登記などによる所有者不明土地に関わるものも含まれていることから、相続人調査などを行い徴収に取り組んでいると説明を受けています。

令和4年度の固定資産税歳入の予算を見ますと、国による中小企業者等の特例措置、コロナ特例の廃止等により増収を見込み、令和3年度、16億8,114万3,000円より2%増の17億1,516万円と計上されました。

今後の見通しについてお尋ねいたします。

1つ目として、町内で所有者が不明となっている土地は何件ありますか。それは増加傾向にありますか、減少傾向にありますか。

2つ目として、相続放棄によって所有権放棄された土地はどのくらい存在しますか。また、相続人の調査はどのように行っていますか。

養老町を離れ、町外、仕事先で家を建て、養老町には戻らないという選択をされる家庭、子育て世代も多く、今後そのような相続放棄がなされる不動産が増えるのではないのでしょうか。見通しをお答えください。

現行の民法では、一部の財産を放棄し、必要な財産のみ相続するということは認められていないため、不要な不動産のみを放棄するということではできませんでしたが、所有者不明土地の発生を予防するための方策として、土地所有権を国庫に帰属させることができる制度、相続土地国庫帰属法が令和5年度4月27日より施行されます。制度が始まると同時に申込みが殺到するとも、ハードルが高いのでそれほどでもないとも言われております。相続による不動産に困っておられる方には朗報かもしれません。しかし、町

の財源から見た場合、制度施行後は税収が減少に向かうのではないのでしょうか。

当町には養老公園という県の土地があり、私も親から受け継いだ店舗があり、土地に係る税は県に、建物に係る税は町に納めています。養老公園の場合は営業という同じ目的での集落であります。町のあちこちに国の土地ができるようであれば、利用にも土地管理などにおいても様々な問題が出てくるのではないのでしょうか。町の管理となるようなら大変なことです。

3つ目として、この制度について町としてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

昨年はテレワークの影響もあってか、東京23区で初めて転入より転出が増えたそうです。今後、自主財源を確保していくためにも、養老町に住んでいただく人を増やしていくことが大切です。

こちらを御覧ください。県から出ている資料で、岐阜県への移住者は、令和2年度は1,752人で、前年度比17%増、過去最高となりました。関東からの移住者は、令和2年度304人と過去最高になっています。

こちらは市町村別移住者数です。この調査で、中濃、東濃が増えており、中濃が令和1年度より83人増の298人、東濃が令和1年度より81人増の472人と増えています。養老町はこちらです。令和1年度より1名増で8名です。

養老町では東京圏からの移住が少ないようですが、今後の取組や情勢により都市部からの移住者も増えるかもしれません。先日も、町民の方から、近年郡上市に移住が増えている、養老町は名古屋にも近いことからもっと増えてもよいのではないかの御意見をいただきましたので、郡上市の移住について、郡上市議を通じ要因をお尋ねいたしました。

令和2年度、郡上市はこちらです。令和2年度、郡上市は97人で、前年度より34人増えています。この集計は県外からの移住者の集計ですので、県内からの移住を加えるとこの数より多いとお聞きしています。

移住が増えてきた要因としては、行政のみでなく民間の人たちの頑張りの大きい。移住サポーターもおられ、何年も前から移住には力を入れ取り組んでいるとお聞きしました。意外と感じた理由に、郡上おどりが好きで移住した。また、わざわざ峠を越えた不便と思えるような地区に移住される方もおられるそうです。

市のサイト、関係サイト掲載も確かに充実しております。市町村のホームページの移住サイトはもちろん、公式岐阜県移住・定住サイト「ふふふぎふ」やニッポン移住・交流ナビなど、移住・定住サイトは幾つかありますが、郡上市はもちろん、郡上市以外でも様々な呼び込みの工夫、掲載がされています。移住者の声を載せたり、フェイスブックなどSNSを利用したり、移住体験のツアーをされている自治体もあります。

当町でも、町ホームページに移住・定住サイトがあり、移住・定住促進事業として予

算計上されていますし、空き家対策事業も行われています。

4つ目として、町外・県外へのPRはどのようにされていますか。当町が移住に力を入れていることを他市町、他県にアピールできているものになっていますでしょうか。

5つ目として、町独自の取組、市場調査はしておられますか。人が住むまちづくりを今後どのように計画していくか、お聞かせください。

6つ目として、4月から運営されるテレワーク施設YOROfficeは、経済効果の拡大と企業進出による移住者の増加を目指す施設として建てられましたが、移住者の増加に向けての具体的な計画がありましたらお答えください。加えて、東海環状自動車道の全面開通も見据えて、本町の不動産価値の向上、さらには企業誘致の可能性について、現状の見通しや取組をお答えください。

○議長（北倉義博君） 問山税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（問山 剛君） 清水議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私からは1から3点目について御回答させていただきます。

まず、1点目の町内で所有者が不明となっている土地は何件という御質問でございますが、毎年県に報告を行っている所有者不明土地に係る固定資産税課税状況調査報告において、令和2年度は6件、今年度におきましても同件数となっております。

続きまして、2点目の相続放棄によって所有権放棄された土地はどのくらいの数が存在するか、または相続人の調査のことについてでございますが、固定資産税の納税義務者数の調査につきまして、亡くなった方の相続人に対し、代表相続人の指定を依頼するとともに、相続人が不明である場合、相続人調査を講じるとともに、判明した相続人に対して代表相続人の指定を行っております。また相続放棄、相続人の不存在が判明した土地につきましても、相続財産管理人の選任を行うなど最大限所有者不明土地の未然防止に努めております。令和2年度、所有者不明土地は15件、今年度も16件でございます。現段階においては件数が大きく増えることはないと考えております。

続きまして、3点目の御質問でございます。

相続土地国庫帰属法、町としての考えはどの御質問でございますが、相続土地国庫帰属法は、所有者不明土地の発生抑制のため相続または遺贈により土地所有権を取得した相続人が土地を国庫に帰属させることを可能とする制度となります。この制度には、帰属できる土地要件とともに申請者である相続人に対し土地管理費の負担は盛り込まれてはおりますが、土地の適切な管理とともに相続を望まない方への負担軽減に大きく寄与するものと考えております。

しかしながら、国の帰属後の土地の利用、取引、寄附など、その後の土地の有効活用に関する具体的な制度設計につきましてははいまだ具体的に示されておりませんので、今後国の動向を注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 尾前企画財政課長、自席にて答弁。

○総務部企画財政課長（尾前真理君） それでは、私のほうから４点目、５点目の御質問について御回答させていただきます。

まず、４点目の町外へのＰＲ方法についてでございますが、本町においては、若者定住マイホーム取得支援事業や三世代ハッピースマイル支援事業、高校生までの医療費無料化などの支援制度や養老インターチェンジ、養老サービスエリアスマートインターチェンジ、各種鉄道を活用した都市部からの良好なアクセス条件などをまとめた養老移住定住ガイドを作成するとともに、西美濃地域３市９町が連携した西美濃創生広域連携推進協議会において、ぎふ西美濃移住定住ガイドブックを作成し、広域でのＰＲにも努めております。

これらを活用し、東京、大阪、名古屋などの都市部で開催される移住・定住ＰＲイベントへの参加や近隣のハウジングセンターで開催されるイベントなどにも参加しております。また、近隣のハウジングセンターには、養老移住定住ガイドの設置も依頼し、マイホーム取得を検討している世帯への紹介もお願いをしております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベントへの参加が困難な状況が続いておりますので、オンラインによるイベント参加や町のＰＲ動画を活用する手法も取り入れながらＰＲしているところでございます。今後も移住・定住につながる施策を総合的に分かりやすく取りまとめ、様々な場面でＰＲし、本町の魅力や利便性を多くの方に知っていただけるよう努めてまいります。

次に、５点目でございます。

移住・定住促進事業における町独自の事業といたしまして、Ｉ・Ｊ・Ｕターン世帯の住宅取得を支援する若者定住マイホーム取得支援事業補助金、三世代同居・近居のための住宅取得及び孫育てをする祖父母をサポートする三世代ハッピースマイル事業補助金を実施しております。

本年度は、両補助金を活用した方を対象にアンケート調査を実施しており、当町を選んだ理由などをお伺いしております。現在は年度途中でございますのでまだ集計できておりませんが、父母などの親族が近くにいる、自然環境がいい、子育て環境がいいなどの御意見が比較的多くなっております。また、急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、地方創生に係る施策を計画的に実施するため、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を策定しており、今年度から第２期の計画期間がスタートしているところでございます。

基本的視点として、「多様な主体が参画し、関係人口の拡大をめざす」「地域の魅力を活かしたまちづくりをめざす」「持続可能なまちづくりを推進します」の３つを掲げております。養老町まちづくりビジョンとともに推進し、まちの将来像「人があつまり、楽しく生きがいのあるまち」の実現のため、取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、清水議員の最後の御質問でございますが、YOROfficeが経済効果拡大のための企業進出により、移住者の増加を目指すというこの具体的な計画があればという御質問でございますので、担当課の私のほうから御説明をさせていただきます。

施設の目的達成のための取り組む計画につきましては、現在、改修事業受注業者から施設運営に係る提案を基に、実施する具体的内容について検討また実施しているところでございます。

まず、コミュニティマネージャー事業として、１．潜在利用者を対象とした利用説明会・体験会の開催、２．潜在利用者を対象としたビジネスイベントの企画・運営、３点目に、町民を対象とした無料体験会の企画・運営。

次に、サテライトオフィス等の企画・運営として、１点目、地方銀行などとの情報交換、２点目、県の企業誘致課との情報交換、３点目、中部経済産業局との情報交換、４点目に、ゼネコン、公設試験機関との情報交換、５点目、岐阜県産業経済振興センター、産業技術センターなどの地元団体との情報交換、６点目、企業立地フェア、自治体総合フェアなどへの参加、７点目、養老町及び周辺市町に本社・事業所のある企業へのアンケート調査、また８点目として企業訪問など、これらを行い、立地意向調査や企業訪問などにより、新規設備投資を検討している企業情報の収集を行います。

また、テレワーク導入サポートとして、進出を検討する企業に対しては、立地検討段階から創業後まで一貫した情報提供が求められることから、説明会及び体験会を企画運営し、より具体的な情報提供に取り組んでまいります。また、名古屋に拠点を置く候補企業には、旅行会社とワーケーションプランを作成して、企業に提案していくことも検討しております。

広報業務として、サテライトオフィスなどの企画・運営の中で行う様々な業種からの情報交換を基に、ニーズに合わせ本町の立地環境や産業用地情報、各種優遇制度などの情報を発信してまいります。

これまでに、コミュニティマネージャー事業として、企業の利用説明会・体験会を行い、併せてサテライトオフィスなどの企画・運営として実施した各種事業者との情報交換を基に、絞り込みをかけた1,000社程度に立地意向調査としてアンケートやパンフレットをお送りし、既に数社から利用について前向きに検討している連絡をいただいております。また、YOROfficeのホームページを立ち上げ、積極的な情報発信を行い、併せてSNSアカウントを活用し、情報発信、潜在顧客の囲い込み、フェイスブック、インスタグラムを活用した情報発信の取組を行っております。以上でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 清水由美子君。

○２番（清水由美子君） 先ほど答弁の中で、国に帰属後の土地利用、取引、寄附など、

その後の土地の有効活用に関する具体的な制度設計はまだ示されていないということでしたが、中・長期的に考えても制度が施行後は人口も土地も減り、課税対象、財源が少なくなるという自治体も出てくるのではないのでしょうか。

今年度は養老町ファンクラブが設立され、町内外、養老町に興味を持っていただける方が増えるはずです。また、地域自治町民会議も4地区設立され、地域の状況、声も今まで以上に聞ける環境になっていくと思います。観光拠点整備プロジェクトも実施されることから、観光に来られる方の増を期待しているところで、町に居ながらにして町へのニーズなど情報収集や町のアピールはできると思います。YOROfficeも先ほどの答弁により、今後の反響に期待しております。

以前、養老町に住みたいが希望の土地が見つけにくいという声をお聞きしました。問合せに対して十分対応していける町からの分かりやすい情報提供の充実と、今後の自主財源確保に向け持続可能なまちづくりのための具体的な取組を要望し、私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

本年度から実施されております養老町まちづくりビジョンでは、施策大綱として「魅力あふれる地域づくり」「未来を担う人づくり」「安心・安全な生活基盤づくり」「活力あふれる基盤づくり」「行政経営機能の強化」の5つの柱を掲げられ、人と地域の接点や人と人との接点を大切にし、多様な人とのつながりを迅速に形にし、地域性に合わせた取組の中心が自治町民会議です。

未来のまちの形、地域自治町民会議の今後について、3点をお聞かせください。

1点目は、平成27年から始まった地域自治町民会議、これまで笠郷、広幡、上多度、そして今年1月に養老地区に設立されましたが、まだ町内全域に設立が進まない町民会議の現状をお聞かせください。

2点目は、各地域の町民会議の取組・運営などは、それぞれで実施され、各自治会、自治町民会議間での共有をされていますか。また、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例におきましては、町は地域自治町民会議の運営等に対し必要な支援を行うものとするとなっておりますが、町としての支援・サポート等をお聞かせください。

3点目は、既存の各種団体、連携組織と活動、位置づけや保管継続についてどのようにお考えか。また、地域住民における町民会議への理解と地域全住民の参加へのPRはどのようにお考えか、お聞かせください。

今、プロジェクターのほうで示されておりますのが、笠郷自治町民会議の広報紙で毎月発行しておられる活動内容であります。

これは、笠郷地区の専門会議のほうで、活動の一つとして、ごみステーションにおける看板の設置等の様子であります。

○議長（北倉義博君） いいですか。

○1番（西脇 康君） はい。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 西脇議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治町民会議の現状でございますが、平成27年度に1つ目となる上多度地域自治町民会議が設立され、その後笠郷、広幡、そして本年1月に養老地区で新たに設立され、現在町内に4つの自治町民会議が活動している状況でございます。また、日吉地区では設立準備委員会が、室原地区では設立検討委員会が設置され、地域内での話し合いが行われているところでございます。

設立に至った地区は4つにとどまっておりますが、厳しい財政状況の中で地域における様々な課題を解決していくためには地域住民の皆さんや各種団体と町とが役割をうまく分担して協働で取り組んでいくことが必要となりますので、理解を深められるよう推進してまいりたいと思います。

次に、自治町民会議のサポートについてでございます。

自治町民会議への対応は、担当課である企画財政課が行っているところでありますが、令和元年度から設立した特命事項推進監に指示したテーマの一つとして地域自治町民会議の推進があり、希望する職員により構成された特命事項推進チームとも連携させながら対応しているところでございます。

3点目の各種団体、連携組織との位置づけでございます。

自治町民会議は、各種団体の皆様にも自治町民会議の構成員となっただき、地域内のネットワーク化を図り、連携・協力していただくことを目的としております。地域内の意見集約は、総意形成などにより事業の合同開催や重複を避けたり、新たな事業に取り組むことも期待をしております。

最後に、地域住民への説明についてでございます。

自治町民会議設立に当たっては、まず区の代表者である区長で構成される地区区長会、次に各種団体長に説明をさせていただき、地域内での活動を代表する方々に御理解をいただきながら、地域課題や設立目的などの検討を経て、設立に向けて進めているところでございます。

地域住民の皆様には、検討状況の節目で回覧や配付によりPRさせていただいておりますし、設立後も継続して活動状況の周知を図っていただいております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

同条例では、当該地区の住民、区、自治会、各種団体、事業所等により構成されると規定されていますが、町としての各地域の事業所、そこで働く町外の従業員を巻き込んだ町民会議への参加等へのアプローチ、支援等をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

地域によっては、自治町民会議が実施した環境美化活動に西美濃農業協同組合に参加をいただいた事例もございます。企業にとってこのような地域の活動に参加することは社会貢献・地域貢献にもなり、積極的に取り組んでおられる事業所もございます。

企業側が参加しやすい内容から提案をして、連携を深めていくという方法もあろうかと思われまので、町といたしましても、機会を捉えてPRをしてまいりたいと存じます。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 少子高齢化による人口減少社会の中での町民会議の重要性を再認識し、定例会初日に町長が施政方針で語られたように、丁寧に積極的に支援していただき、町内全域の早期設立を願い、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って御質問させていただきます。

昨夜は、福島県、宮城県で震度6強の地震が発生しております。被害については報道中ではありますが、早期に復旧されることをお祈りいたします。また冬季の祭典、北京オリンピックも終わり、ロシアによるウクライナへの侵攻と世界では何かとうれしいニュースと悲惨なニュースが報道されている中、コロナ禍だけはいまだに猛威を振るっている昨今です。感染対策には、マスクの着用、手洗いの実行等が求められているものです。

そんな中ですが、今回の一般質問は、1. 養老町の農業基盤整備について、2. 自治町民会議について、3. 養老公園への接続道路の整備について、3点について御質問いたします。

まず、1点目の養老町の農業基盤についてですが、養老農業振興地域整備計画書によりますと、地域区分として北部地域、南部地域、養老地区の3地区が区分されております。この地区の農地のうち、養老町農業委員会総合整備構想の中では、9地区において圃場整備区域としております。

内訳の区域は、室原小栗栖地区12ヘクタール、祖父江地区25ヘクタール、江月地区55ヘクタール、旧十三ヶ村地区350ヘクタール、五三地区440ヘクタール、大場地区40ヘク

タールの合計1,222ヘクタールです。

各地区はそれぞれ独立しているため、離れていたり隣に接続したり、その差はありますが、広大な圃場整備区域となっております。しかし、このような大切な農地を含む土地には養老町特有の地形差があります。養老山麓からの扇状地に隣接する地区から、海拔ゼロメートル地帯を含む低湿地帯が広がる地区があることです。さらに、もっと特徴的なものといましては、複数の河川が町内を縦横に走ることから、各地域には輪中堤で区切られて、その輪中に対し1つの土地改良区を基本としていることです。その結果、令和2年3月では22にも及ぶという全国的にも珍しい地域であることです。こうした中で、地域農業の基となる基盤の整備はとても重要で、これにつながる土地改良区の体制の強化は欠かすことができません。

そこで、土地改良区に関わる関連の質問をします。

1つ目、現在現存する土地改良区の受益面積と数はどれだけありますか。

2つ目、地区面積300ヘクタール未満の土地改良の解消のめどはありますか。

3つ目、そのうち重複・重畳土地改良区は幾つありますか。

4つ目、重複・重畳土地改良区の解消のめどはありますか。

5つ目、土地改良区は存在するが基盤整備がなされていない土地改良区は幾つありますか。

6つ目、基盤整備が未整備の土地改良の解消のめどはありますか。

以上、6つについて御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの御質問につきまして、担当課であります私のほうから御回答申し上げます。

6点の御質問をいただきましたが、全て関連しておりますので、一括で御回答申し上げます。

本町土地改良区の受益面積は3,234ヘクタールあり、地区面積300ヘクタール未満の土地改良区のうち重複・重畳土地改良区の数につきましては、6土地改良区ございます。

それぞれの解消のめどにつきましては、養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会で示された総合整備に関する基本方針に基づき土地改良区の統合を進めるとともに、並行して基盤整備事業の実施を行うことが将来構想である養老町で土地改良区の本一化に近づくものであると考えております。

いずれにしましても、当事業構想の実現は、土地改良区や営農者の関係者のみならず、町民の皆様の御理解が必要不可欠だと考えておりますので、引き続き当取組の支援を行ってまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 一つ一つの質問に対して答弁をいただきましたのですが、私の質問が、土地改良区に関して全てが関連しているということで、一括での回答をいただきました。

養老町に存在している土地改良区は、地形を含めてそれぞれが複合的に関連し合っているため、この解決には、養老で土地改良区の一本化が望ましいとの認識をいただきましたので、まさにその目標に向かっていただきたいと思います。

それで再質問ですが、土地改良区についてお聞きいたしました、団体が大きくなると土地所有者と耕作者との関係と、水利の関係の排水費と用水費の関係があります。

土地所有者と耕作者の関係は、小作料の関係にもなりますが、1970年の農地法改正により導入された標準小作料の制度は、適正な小作料の目安を公開制度において定めることにより農地対策を推進及びそれに必要な権利関係の公平化を図り、耕作者の経営安定化と地域農業の発展に寄与するために制定されたものですが、時代の変化を背景に、平成21年12月の農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準小作料制度は廃止となり、それ以降は地域における農地の借地料の目安として、地域で成立している農地の賃貸借情報を行政として提供するという形になっております。

一方の水利の関係は、土地改良区の大切な収入による賦課金に反映されて、水利費と用水費が、金額の計算方法は地区に違いがあるものの、表裏一体の賦課金として賦課されます。ここでの賦課金は、組合員の負担となることから、賦課徴収となります。

平成30年11月の農地法の改正で、土地改良区の組合員の資格変更の改正がされ、自作地では所有者が、貸借地では原則として耕作者が組合員になれるという大幅な改正がされたところです。

これに対しまして農林水産省のホームページでは、一つの例として、土地改良事業の実施区域の農地を公正に貸し付ける場合は誰が賦課金を支払うのかに対して、賦課金については機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けされた、貸し付けた後は受け手が支払うものと明言しております。

そこでお尋ねするものです。

土地所有者が賃貸借で小作料を得る場合に、水利費、排水費、用水費でございますが、耕作者が支払うべきと主張したときには、農業委員会を指導する立場である養老町は具体的にどのように対応しましたか。事例があればそれに沿って、あるいはどのようにしますか、御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

国の農業政策推進により、農地中間管理機構関連農地整備事業をはじめとした農地の

大区画化や汎用化を目指した農地整備が行われ、担い手への農地の集積・集約化が進んでいるところでございます。

このような中で、本町においても、人・農地プランにより農地の集積・集約化が進むにつれ、土地持ち非農家が増加し、土地改良事業への関心が低くなっていることから、議員御指摘のとおり、土地改良区における賦課金の負担に関する課題も浮かび上がってきているところです。

御存じのとおり、賦課金につきましては、土地改良事業の事務費や維持管理費などの運営費用や圃場整備事業、農道整備などで工事を行った場合の工事負担金、また水利費などが含まれるものでございます。この土地改良区の賦課金は組合員が負担することとなっており、これは土地改良法第36条第1項で定められている、定款の定めるところにより組合員に対し賦課徴収することができるとの規定に基づき徴収されています。

養老町においては、土地所有者を組合員としている土地改良区が多く、賦課金は土地所有者より徴収している状況となっています。以前は土地所有者自らが耕作を行っていたため、賦課金の負担は所有者が行うものであるとの意識が強く、今回の御指摘にあるようなことは想定されていませんでしたが、昨今の農業情勢の変化により新たに発生してきたものと考えられます。

このような中、平成30年11月の土地改良法の一部改正により、准組合員制度が創設され、土地所有者と耕作者のいずれもが土地改良事業に参加できるようになりました。これにより、賦課金などの負担について、双方の話し合いにおいて分担することも可能となり、懸念されている今回のような件に関しても大変有効な手段であると考えます。

しかしながら、町内の土地改良区では、従来の慣行的な要因で所有者が組合員となっているケースが多いため、組合員交代による土地改良区運営への影響を考慮し、段階的に所有者から耕作者への資格交代を進めていくことが適当であり、賦課金の負担においては土地改良区での協議、また土地所有者と耕作者のコンセンサスをもって決定していくことが必要であると考えます。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 再々質問ですか、次の項目ですか。

○3 番（小寺光信君） いや、次の項目じゃない。今の。

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） 農地の土地所有者の高齢化、自作地での耕作者の減少、さらに土地改良法の改正に踏まえて、土地改良区の形態の変化はまさに進んでいるところでございます。

土地改良区においては、さきの質問での回答にもありましたが、土地改良区が一つの方向に進んでいきますと賦課金の水利費の負担に係る課題も解決の方向に向かっていくものと思われますので、行政の指導的立場をより一層進めていただきたいと思います。

これで、1点目の質問を終わります。

○議長（北倉義博君）　ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時53分　休憩）

（午後1時00分　再開）

○議長（北倉義博君）　休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

小寺光信君。

○3番（小寺光信君）　それでは、午前中に続きまして2点目の地域自治町民会議について御質問いたします。

さきに、西脇康議員も自治町民会議に関する質問をされていましたが、この点では関心の高さが伺えるのではないかと感じております。

地域自治町民会議に関する、言わばこの政策の経緯の背景には平成の大合併というものが、それ以降によるものですが、養老町における平成の大合併の経緯は、周辺市町村との合併協議で2004年8月に行われた大垣市など1市8町などの合併を求める住民投票において、養老町では賛成が反対を上回りましたが、なぜかそのようにはならず、その後安八町が離脱したもので、同年10月に行われた垂井町、関ヶ原町、神戸町での住民投票では大垣との合併に反対する声が賛成を上回ったため、最終的には安八町を含む計4町が離脱する形態となったため、大型合併は事実上なくなったものです。

その後、新たに発足した合併協議には参加せず、上石津町との合併を視野に入れましたが、上石津町は当初からの大垣市との合併を選んだために、最終的には単独の道を歩むことになったものです。また、単独政策で生き残るためには、養老町では第5次総合計画を策定して養老町の政策指針としたものです。

人口減少、少子高齢化社会を目の前にして、2014年では消滅可能都市全896自治体のリストのうち497と、日本創成会議では発表されております。

平成の大合併の中で、単独といういばらの道の中で、第5次総合計画、平成23年から平成32年までと策定し、さらに養老町ビジョンづくり、令和3年の中でも大変重要な政策として掲げられております。それを裏づけるように、平成26年3月議会において地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例が、出席議員全員の同意の下で可決しております。その結果が、上多渡地区、笠郷地区、広幡地区、そして養老地区の4地区が養老町の政策方針に沿って自治町民会議を設立しております。

消滅可能都市全896自治体リストに掲載された状態で、さらに令和元年12月に世に発した新たなコロナ禍という今まででは考えられないような非常に苛酷な社会環境変化が加わっている中で、地域社会のコミュニティーが大きく、それも非常に大きく変化、あるいは崩れかけているような中での地域自治町民会議の設立について御質問します。

1つ目、各町内の大きさ、地域の格差、文化の違い、生活習慣の違いがある中で、地域自治町民会議設立に伴うメリットとは何ですか。

2つ目、過去に設立された団体について、設立後に地域で解決できた事例、できなかった事例等の聞き取り調査、話し合いによる懇談会等はどのくらいの頻度で行いましたか。

3つ目、現在各町内に交付・配付されている助成金・交付金は、地域自治町民会議の設立後はどのように変わるのか、それとも変わらないのですか。

4つ目、当条例制定後8年が経過していますが、養老町として未設置の地域に対して今後どのように対応していくのか、以上4点、御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 小寺議員の御質問にお答えをしたいと思います。

地域自治町民会議は私にとりましても最重要課題の一つでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

4点について、御質問でございます。

まず、1点目の地域自治町民会議設立のメリットについてでございます。

1つには、地域の情報を共有する組織・場となることでございます。各種団体などが参画することで、これまで知り得なかった、あるいは参加していなかった事業にも参加することが可能となりますし、お互いに連携することで活動内容への理解も深まり、重複しない事業が展開できるという点でございます。

2つ目には、広い視野、大きいスケールで地域の課題を解決する場となります。小学校区や旧町村単位での活動により、これまでできなかったことや取り組みにくかったことも行うことができるようになります。また、様々な年代の人が連携しながら活動する組織であり、少子高齢化による人口減少社会を見据えたものでもございます。

そして3つ目には、地域にとって優先順位の高い活動から実行できることです。町と地域の優先度は必ず一致するものではございません。地域総合活動交付金を活用して、地域内での意見交換により自発的に事業を行うことが可能となります。そして、平常時から地域内の連携を深め、共に活動していることが、災害発生時などの非常時に大きな力となって発揮されるものと考えております。

2点目の事例の聞き取り調査等についてでございます。

設立された地域自治町民会議に対しましては、企画財政課の職員が区長や各種団体の代表者が出席する役員会や部会に参加させていただき、地域が抱える課題や問題点などをリアルタイムでお伺いしております。

事例といたしましては、非常時に情報を地区内に、全世帯に伝達する連絡網が整備できていない課題に対し、地区全体の取組として連絡網の作成を行うとともに、災害時を想定した情報伝達訓練を実施されております。

また、ごみのポイ捨てに対しては、小学生が作成したポスターを啓発用の看板に加工し、ポイ捨てが多い箇所を設置することで、これまで以上の効果を得られております。

地域内で開催される研修会や先進地視察などにも多様な団体から出席があるなど、一

一つの課題に地域全体で取り組む体制ができてきており、全体が地域課題を自分事として捉え積極的に参加していただいております。

続いて、3点目の補助金などについてでございます。

地域自治町民会議に交付する地域総合活動交付金では、地域選択事業費として各種団体に交付している補助金などを一括して交付しております。

これまで一括化している補助金といたしましては、地区町民運動会開催費補助金、老人スポーツ大会助成金、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議支部活動推進事業補助金、体育振興会補助金の4つでございます。

令和3年度においても、上多度、広幡、笠郷の3地区について、4つの補助金全てを地域総合活動交付金として一括して交付しておりますし、本年1月に設立されました養老地区でも令和4年度から同様に受入れできるよう準備を進めていただいております。

一括化によりまして、活動に必要となる資金面での幅が広がり、より創造的で独自性のある活動を行っていただくことも可能になると考えております。さらには、地域課題の解決のための事業を実施していただくため、地域総合活動交付金の中には地域協働事業費を設け、さきに述べた地域選択事業費に加えて交付をいたしております。また、事務局員の雇用に必要な経費についても交付しており、安定的な事務の執行に役立てていただいております。

最後に、4点目の未設置の地域に対しての対応でございますが、地域によって設立までに乗り越えなければならないハードルや検討事項も様々でありますので、個別に相談をさせていただきながら、さらなる推進を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま、4点について御答弁をいただきました。

まだ設置されていない地区がある中で、設立に向けて準備検討とか、いろいろ伺いのある地区に対しましては、それぞれの立場を尊重して丁寧で粘り強く説明されることを強く要望いたしましてこの質問は終わりにいたします。

それでは、3点目の養老公園への接続道路の整備について御質問します。

養老公園は明治13年10月に開設されて以来、142年の経過があります。当初は、地元有力者の組織、明治25年に多芸郡、明治30年に養老郡、大正12年に県営の管理となっております。高度経済成長を経てバブル期がはじけて一旦は大きく落ち込みました公園利用者也、直近の3か年の養老公園の利用者は、平成30年度で124万6,495人、令和元年度で136万6,525人、令和2年度で124万2,998人、ほぼ毎年100万人を超えてとなっております。

車社会の中で、ここに接続・隣接する道路は養老公園を利用する方々がほとんどですが、道路状況によりストレスがなくなるように整備することは、観光資源を有効に活用

することからも大変重要だと認識しております。特に、遠方、県外からの方々は県道路線の利用が多く見られます。現在でも工事箇所が見受けられますが、県道路線の整備について養老町からの要望、負担等、どのように関わっているかお伺いします。

1つ、主要地方道南濃・関ヶ原線の整備状況と、それに伴う養老町の地域負担状況。

2つ、主要地方道大垣・養老公園線の整備状況と、それに伴う養老町の地域負担状況について御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） 県道の整備に関する質問ですので、私のほうから御回答させていただきます。

主要地方道南濃・関ヶ原線につきましては、養老公園東信号交差点から石畑信号交差点にかけ歩道整備工事が進められており、今年度には柏尾谷の北側において車道を確保しつつ歩道整備ができるよう、道路幅を広げる工事が行われました。

この歩道整備工事に對します町の負担につきましては、本工事は国交付金を活用しており、町の負担はございません。

次に、主要地方道大垣・養老公園線につきましては、高田－鷺巣間を結ぶバイパス工事が高田方面から進められ、一時休止状態ではありましたが、用地買収や改良工事が再開し、今年度には源氏橋付近での橋梁下部工事をはじめ、主に飯ノ木地内において道路工事を実施されました。

主要地方道大垣・養老公園線バイパス工事における町の負担につきましては、本工事は県単独費に加え国の交付金も活用しながら進められており、このうち県単独費の10%を町で負担しております。

なお、県事業の推進につきましては、毎年、県土整備部はじめ県関係機関宛てに要望活動を実施し、要望書を提出しております。今後も、早期完成に向けて引き続き県に對しまして強く要望してまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 県道の整備ですので、場合によっては地域負担がないものと事業費の10分の1のものがある中で、県道の整備に関してはお答えの主導権がない中で恐縮ですが、養老公園につながる大切な道路路線ですので、両路線の今後の整備計画について御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 藤田特命事項推進監、自席にて答弁。

○特命事項推進監兼産業建設部建設課長（藤田勝彦君） 南濃・関ヶ原線につきましては、今後は国の交付金の予算措置等によりますが、引き続き柏尾谷北側部分の歩道を確保するための道路拡幅工事や、柏尾谷交差部の設計業務を進めていくと聞いております。

また、大垣・養老公園線につきましては、国の交付金の予算措置や県単独費の配分状

況等によりますが、用地買収や設計業務のほか、用地買収が完了した箇所において周辺遺跡などの埋蔵文化財調査が進められると聞いております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） 不確定要素が多々あることはよく理解しておりますが、直近の計画については早め早めに情報収集して発表されることを要望いたしまして、今回の一般質問を終わりにいたします。

○議長（北倉義博君） 以上で、3 番 小寺光信君の一般質問を終わります。

次に、8 番 吉田太郎君。

○8 番（吉田太郎君） 議長に発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をします。

なお、質問事項の順序ですが、まず企業誘致推進についてを質問し、次に町長の政治姿勢についてを質問いたします。

それでは、初めに企業誘致推進についてをお伺いします。

本町には、橋爪地区、大跡地区の2か所の高速道路のインターチェンジ、スマートインターが開通し、これに併せ交通インフラの整備が行われ、企業立地にも有利な条件であると考えられます。このような状況の下で、これまで企業誘致においては税優遇措置や立地状況、優位性のPRをしながら進められてきたと思います。しかしながら、一定程度の企業推進は見られますが、東海環状沿線市町は同様の条件であることから、本町として他の市町よりアドバンテージを取り、さらに企業誘致を促進する必要があると考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、社会情勢に大きな変化が起きているところですが、本町において時代に合った取組を考えているかをお尋ねします。

○議長（北倉義博君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいま吉田議員の御質問につきまして、個別の施設案件でございますので私のほうからお答えさせていただきます。

議員の御質問にありましたように、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済活動に甚大な影響がもたらされています。これまでの経済活動は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などの解除に併せ新しい生活様式の実践が提唱され、感染拡大の防止と経済の再開のアクセルとブレーキを踏み分けながら、行ったり来たりを繰り返す状態が続いています。こうした中、コロナ禍での企業活動ではテレワークやオンライン会議などといったニューノーマルな働き方が実践されています。

また、総務省が公表した2021年の住民基本台帳に基づく人口移動報告によりますと、東京都は転入者数が転出者を上回る転入超過が、前年比で8割を超える大幅減となり、2年連続で過去最少を更新したとされ、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴うテレワークの普及により近隣県への転出が増えたと見られ、東京一極集中に変化の兆しが

生じているとされております。

このように、新型コロナウイルスが経済活動や働き方に大きな変革をもたらし、地方においても都市部と同様のクオリティーで仕事ができる環境があれば、企業進出、移住もできるといった声が聞かれております。

このようなことから、本町におきましても現在、今年度整備したテレワーク施設 YOROffice を P R 用ホームページを開設し、また S N S などを活用した情報発信を行っています。あわせて、養老公園観光拠点整備プロジェクトにより、本町の魅力を発信し、都市部の企業や地方回帰に興味のある方への働きかけを行い、本町への企業進出につなげてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○ 8 番（吉田太郎君） 今、課長のほうから報告がありましたように、来年度からテレワーク施設や養老公園観光拠点整備プロジェクトなどの本町に広がる発信があります。そうしたところから企業への推進に努力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、町長の政治姿勢についてを伺います。

質問内容としましては、町政 3 期目の施策に対する進捗状況は、また本年11月に予定されている町長選挙についての 2 点を質問させていただきます。

1 点目は、4 年前、平成30年第 1 回定例会において、町政 2 期目の進捗状況についてをお伺いしました。養老改元1300年祭の開催による交流人口の増加や地域活性化、東海環状自動車道養老インターチェンジや名神高速道路、養老サービスエリアスマートインターチェンジによる交通基盤の整備など大きな成果もありましたが、町長は全体で60点と厳しい自己評価をされました。さらには、3 期目について人口減少や少子高齢化などの課題に取り組みながら、健全な財政を心がけ、町職員と全員野球で、チームワークで、組織で邁進していくとの決意を述べられました。3 期目に対する町長の強烈的な覚悟を感じたわけでございます。

その後、行われました町長選挙では、無投票で町民の信任を得て大橋町政が 3 期がスタートいたしました。コロナ禍に入って非常に難しいかじ取りとなることは容易に想像できるものでありましたが、その進捗状況と評価をお願いいたします。

また、新聞等でも一連の報道があり、私は大変驚いたわけでございます。まず、町長の意向についてお尋ねします。

本年11月には、養老町長選挙がございます。大橋町長には、3 期12年に及ぶ実績がございますし、継続して感染対策を実施するといった面からも引き続きということも選択としてあろうかと考えますが、新聞報道のとおり退任の意向であるのか、お答えをお願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

3期目の進捗状況と、町長選への立候補についてということでございますが、3期12年必死に駆け抜けてまいりましたが、一貫して掲げてきたのが町民主導、公平公正でございます。各分野で養老が一番を目指してまいりました。養老改元1300年祭の開催による交流人口の拡大、地域活性化を図ることができました。ネクスト100プロジェクトの創設により、次の100年のさらなる発展を目指して歩んでいかなければなりません。

地域自治町民会議を町内全地区での設立には至っておりませんが、地域を思い、地域のことを考え、地域のために地域住民全員で行動することが求められております。地域住民と行政が手を取り合い、互いに協力していかなければ、心豊かな地域社会を維持することは困難になっていきます。よりよい地域の構築のため、住民の皆様の力を結集していただきたいと思います。

少子高齢化による人口減少は、今後も進行してまいります。既に、施策も事業も施設も厳しい取捨選択を迫られ始めています。事業のスクラップや施設の利用休止など、断腸の思いでの決断でした。これから先も、長期的な視点に立ち慎重な検討が必要となる事項もございます。真摯に向き合い、継続的に取り組んでいけるよう努めてまいります。

次に、次期町長選への出馬でございます。

3期目の自己評価でございますが、行政において課題がなくなるということはありません。社会情勢の変化に伴い、新たな課題と向き合い続けていくことが行政の務めでございます。現状に満足することなく、60点、残り9か月でしっかりと上乗せできるよう尽力してまいります。

次に、2点目の質問でございます。

今期をもって退任の意思を固めております。先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルスとの闘いは感染症の終息がゴールではございません。その先にある地域経済の回復、さらには発展までを見据える必要がございます。地域経済の回復段階での退任は、町行政の停滞、支援の遅れを招くおそれがございますので、このタイミングで後進に託すべきと考えた次第でございます。

施政方針でも述べましたが、目の前の変化に適応しつつ、その後の土台、礎をつくる、そのような使命を果たすため最後まで全力を尽くしてまいります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいま、3期目の総括と任期満了に伴い退任される意向をお話しいただきました。非常に残念でございますが、この決断を尊重したいというふうに考えております。任期満了まで9か月余りあります。3期12年の思いをお願いしたいと思います。

また、新聞報道によると次回養老町長選挙に大橋町長の支援者から川地副町長を推しているとあります。現状の町長として、次期町長に求めるもの、あるいは必要な資質など、お考えがありましたらお聞かせください。お願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 次期町長選の方の資質についてというお尋ねでございます。

3点、上げさせていただきたいと思います。

1点目は、継続性を確保しながらも様々な角度から物事を捉え、柔軟な発想を持っていることでございます。コロナ対策は、今後感染症の終息から地域経済の回復発展へと重要な局面を迎えることになります。そのほかにも、長期的、継続的に取り組んでいかなければならない大きな課題があるからでございます。

2点目は、強力なリーダーシップを発揮し、職員をまとめ上げ、また手を取り合い取り組んでいけることでございます。職員には、それぞれ個性と特性がございます。全員で同じ方向に向かって進んでいくことで、様々な難題を乗り越えていっていただきたいと考えております。

最後に3点目、最も重要なことは町民目線で物事を考えられる資質でございます。町民あつての町政であることは言うまでもございませぬ。決して言いなりになるということではなく、同じ目線で同じ土俵で真摯に向き合える人物であることが一番重要なことであると言えます。このような人物に、町のかじ取り役を託してまいりたいと考えております。

上記3つの資質を取りそろえているのは、現副町長の川地憲元氏こそ適任であると言えます。継続性は言うまでもなく、柔軟な発想は皆様も御存じのとおりでございます。さらに、企画政策課長として養老改元1300年祭を成功に導き、新設した特命事項推進監としては部課を横断する役割を見事に果たしました。現職である副町長を経て、町政全般を見据えたリーダーとしてその力を遺憾なく発揮するための十分な経験値を蓄えてもおります。町民目線は、彼が奉職以降常に意識してきた職員としての姿勢なのではないでしょうか。

まさに、養老町の未来を皆様とともに創造し、攻守のバランスの取れたリーダーとなるべき人物でございます。川地憲元氏に後継者として奮い立っていただきたい。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいまは、町長から川地副町長に後継指名がございました。彼の人柄、経歴は町長がお話ししたとおりであります。私も納得の人選であります。

新聞報道では、具体的なことは話せる段階ではないとの副町長のコメントがありましたので、本日この場で発言を求めることはしませんが、養老町の未来を託すための決断

をぜひともお願いして一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日3月18日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後1時38分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月17日

議 長 北 倉 義 博

議 員 小 寺 光 信

議 員 岩 永 義 仁